

事 務 連 絡  
平成22年3月19日

関係者各位

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課長

### 健康管理手帳制度の周知について

労働衛生行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
健康管理手帳制度は、離職後の労働者について、その業務に起因して発生する疾病であって、発病した場合重篤な結果を引き起こすものの予防及び早期発見を目的として、労働安全衛生法に定められた制度です。

つきましては、健康管理手帳制度について労働者等への周知を図るため、ポスターを作成いたしましたので、貴団体におかれましては本ポスターを活用の上、労働者等に対して周知を図っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本ポスターにつきましては、厚生労働省のホームページに掲載することとしております。

(厚生労働省 安全衛生関係リーフレット等一覧)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>

- 労働安全衛生法に基づく健康管理手帳制度とは  
がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、一定の業務に従事して、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。  
健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

